

12. 温泉療法医会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は温泉療法医会（以下本会と略す）と称し、一般社団法人日本温泉気候物理医学会（以下学会と略す）に属する。

(目的)

第2条 本会は、温泉療法医（以下療法医と略す）の知識の向上に必要な情報交換、研究、親睦および国際交流を通じ、温泉療法の発展を図り、以って、学会定款第4条に定める目的達成に寄与し、広く社会へ貢献することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するための次の活動を行う。

- (1) 温泉療法及び関連科学に関する調査・研究活動。
- (2) 研修会、講演会の開催。
- (3) 会報の編集・発行
- (4) その他目的達成に必要な活動。

第2章 会員

(構成)

第4条 学会より療法医の認定を受けたものは、自動的に本会会員（以下会員と略す）として登録される。

また、所属等により、下記の地区会員となる。

- ①北海道地区 ②東北地区 ③関東甲信越地区 ④東海北陸地区 ⑤近畿地区 ⑥中国四国地区 ⑦九州地区

(特典)

第5条 会員は会報の配布を受け、調査・研究などの業績を本会の集会ならびに会報に発表することができる。また本会の開催する研修会、講演会に出席し、討議に参加することができる。

(会費)

第6条 会員は定款運用規則第5条に定める会費を学会へ納めるものとする。

(資格喪失)

第7条 会員は次に該当したときはその資格を喪失する。

- (1) 学会の会員でなくなったとき。
- (2) 療法医の更新をしない、あるいは療法医の認定を取り消されたとき。
- (3) 会費を2年以上納入せず、支払の請求に応じないとき。

(除名)

第8条 本会の名誉を毀損する行為、又はこの会の目的に反する行為のあった会員について、会長は幹事会の議を経てこれを除名し、学会理事長へ療法医資格の取り消しを申し立てることができる。

第3章 役員

(種類及び定員数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 地区幹事 地区ごと1名または2名
- (4) 地区委員 若干名

(選出)

第10条 会長は会員の中より学会理事長が指名し、温泉療法医会総会（以下総会と略す）の承認を経て決定する。

2 副会長は会員の中より会長が指名し、学会理事長の承認を経て決定する。

3 地区幹事は別に定める地区ごとに、各地区選出理事の推薦により、会長が指名し、理事長の承認を経て決定する。

4 地区委員は地区内の活動を円滑にするため必要に応じて地区幹事が委嘱し、会長に報告する。

5 会長、副会長、地区幹事、地区委員を兼任することはできない。

(会長・副会長の職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 会長は総会及び幹事会を招集しその議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(地区幹事・地区委員の職務)

第12条 地区幹事は所属する地区内の本会活動を総括し、また本会の総務、会報の編集、研修会、講演会などの業務を分担する。

- 2 地区幹事は各地区での地区研修会を担当する。
- 3 地区委員はその地区の幹事を補佐し、地区会務の円滑な運営を図る。

(任期)

第13条 役員は理事の任期にあわせ2年とする。ただし会長は連続2期を超えることはできない。

欠員が生じた場合は、会長は理事長が、副会長と地区幹事は会長が任命し、理事長の承認を経て決定し、その任期は前任者の残存期間とする。

- 2 役員は任期満了後であっても、後任の決定があるまでその任務を行わなければならない。

第4章 会 議

(総会会議)

第14条 総会は毎年1回、学会総会にあわせて会長が招集する。

(臨時総会)

第15条 会長は会員現員数の過半数から、会議に付すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(幹事会の構成)

第16条 会長、副会長、地区幹事を以って幹事会を構成する。

(権限)

第17条 次の事項は幹事会の議を経て総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 活動計画
- (2) 活動報告
- (3) その他幹事会において必要と認めた事項

(議決権行使)

第18条 会員は他の会員を代理人として議決権を委任することができる。

(総会の成立)

第19条 総会は会員の20分の1以上の出席(委任状提出者を含む)で成立する。

(総会の議決権)

第20条 総会の議決は会員出席者の過半数(委任状提出者を含む)をもって行う。可否同数のときは議長がこれを決する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所。
- (2) 会員の総数及び出席会員数。
- (3) 議事の経過及び決議事項。

(通知)

第22条 総会の議事の要旨及び議決した事項は学会理事会に報告し、会報をもって会員に通知する。

(幹事会)

第23条 幹事会は会長が招集し、その議長となる。ただし会長は過半数の幹事から会議に付議すべきことを示して会議の招集を請求された場合には、その請求のあった日から30日以内に幹事会を招集しなければならない。

- 2 幹事会は現員数の3分の2以上の出席で成立する。ただし当該議事につきあらかじめ委任状を提出しているものは出席とみなす。
- 3 幹事会の議決は出席者の過半数をもって行う。可否同数のときは議長がこれを決する。
- 4 学会理事長は幹事会に出席し、意見を述べることができる。

(委員会)

第24条 会長は必要に応じて各種の委員会を設けることができる。

- 2 委員会の委員長は会員の中から会長が委嘱し、委員は委員長が選任する。

第5章 会 計

(会計)

第25条 本会の会計は、学会会計の中で処理される。

第6章 補 則

(規定外事項)

第26条 本会則に定めるものの他、運営上必要な事項については幹事会の議を経て会長が別に定める。

会則の施行についての細則は、幹事会ならびに総会の議決を経て別に定める。

(付則)

第27条 この会則の改正には、幹事会の議決を経て総会に提出し、その承認を受けなければならない。

第 28 条 本会則は改正が成立した日から適用する。

(2019 年 5 月 19 日改正成立)